

秋田県公報

目 次

公安委員会規則	ページ
秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則（五・警務課）	1
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（六・交通企画課）	1
秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（七・警察本部総務課）	4
道路交通等保全に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則（八・警備課二課）	5
警察本部出札	
秋田県警察本部が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（二十一）	8

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第5号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和32年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

人	人	人	人	人	人	人	人	人
58	92	168	110	169	597	249		
29	84	304	461	438	1,316	149		
87	176	472	571	607	1,913	398		

別表中

を

に改める。

人	人	人	人	人	人	人	人
58	90	154	120	169	591	241	
28	85	294	443	482	1,332	147	
86	175	448	563	651	1,923	388	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公安委員会規則第6号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（2通）により、当該場所」を「2通を当該禁止場所」に、「申請しなれば」を「提出しなれば」に改め、同条第2項中「行為」を「理由」に、「社会の慣習」を「社会慣習」に、「時間を限つて又は駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して当該申請に係る場所又は時間制限駐車区間に駐車することを」を「期間、時刻、場所等を指定して」に改める。

別表第1日本海沿岸東北自動車道の項中「由利郡岩城町内道川字ウトカ鼻地内」を「由利本荘市岩城内道川字ウトカ鼻地内」に、「河辺郡河辺町松濶字松木台地内」を「秋田市河辺松濶字松木台地内」に、「南秋田郡昭和町大久保字元木田地内」を「瀧

上市昭和久保字元木田地内」に改め、同表一般国道7号の項中「北秋田郡鷹巣町今泉字根立場2番212地先」を「北秋田市今泉字根立場2番212地先」に、「北秋田郡鷹巣町燧子字大堤85番2地先」を「北秋田市燧子字大堤85番2地先」に改め、同表一般国道13号の項を次のように改める。

一般国道13号	横手市安田字越廻46番1地先から秋田市川尻町字大川反233番7地先まで
	横手市婦女大堤字田久保下115番1地先から同市安田字越廻46番1地先まで

別表第1一般国道46号の項中「同郡協和町境字岸館74番2地先」を「大崎市協和境字岸館74番2地先」に改め、同表一般国道101号の項中「南秋田郡天王町天王字蒲沼92番4地先」を「潟上市天王字蒲沼92番4地先」に、「同町天王字棒沼台247番19地先」を「同市天王字棒沼台247番19地先」に改め、同表一般国道105号の項中「北秋田郡鷹巣町中屋数字林岱34番1地先から同町燧子字大堤397番1地先まで」を「北秋田市中屋数字林岱34番1地先から同市燧子字大堤397番1地先まで」に改め、同項の次に次のように加える。

一般国道282号	鹿角市八幡平字湯瀬安南岩3番1地先から鹿角郡小坂町荒谷外2字小滝外6国有林3009林班ち小班まで
----------	--

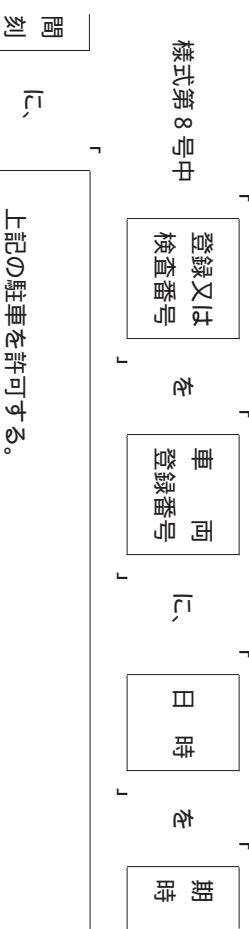
別表第1県道あきた北空港西線の項中「北秋田郡鷹巣町脇神字八ヶノ下34番10地先から同町今泉字根立場2番211地先まで」を「北秋田市脇神字八ヶノ下34番10地先から同市今泉字根立場2番211地先まで」に改め、同表県道あきた北空港東線の項中「北秋田郡鷹巣町脇神字八ヶノ下34番10地先から同町中屋数字林岱34番1地先まで」を「北秋田市脇神字八ヶノ下34番10地先から同市中屋数字林岱34番1地先まで」に改め、同項の次に次のように加える。

県道能代二ツ井線	能代市鱒刈字古屋布54番1地先から同市扇田字扇刈12番2地先まで
----------	----------------------------------

別表第1県道男鹿八竜線の項中「南秋田郡若美町私戸字大樋130番1地先」を「同市私戸字大樋130番1地先」に改め、同表県道私戸箱井線の項中「南秋田郡若美町私戸字大樋130番1地先から同町私戸字渡部96番2地先まで」を「男鹿市私戸字大樋130番1地先から同市私戸字渡部96番2地先まで」に改め、同表県道秋田天王線の項中「南秋田郡天王町天王字棒沼台247番19地先」を「潟上市天王字棒沼台247番19地先」に、「同町天王字蒲沼92番1地先」を「同市天王字蒲沼92番1地先」に改め、同表県道本庄西仙北角館線の項中「仙北郡西仙北町刈和野字三枚橋57番地先から同町刈和野字刈和野299番地先まで」を「大崎市刈和野字三枚橋57番地先から同市刈和野字刈和野299番地先まで」に改め、同表市道材木町東能代線の項中「同市字仁井田白山63番15地先」を「同市扇田字扇刈12番2地先」に改め、同表町道追分下出戸線の項から町道東船戸幹線の項までを次のように改める。

市道追分下出戸線	潟上市天王字追分西15番1地先から同市天王字蒲沼92番1地先まで
市道芦沢旗伏線	大崎市協和峰吉川字芦沢通73番1地先から同市協和峰吉川字高寺山74番1地先まで
市道刈和野北線	大崎市刈和野字三枚橋57番地先から同市刈和野字寄騎館81番2地先まで
市道刈和野南線	大崎市北野目字新野16番1地先から同市字刈和野299番地先まで
市道東船戸幹線	大崎市北樽岡字下船戸113番4地先から同市北樽岡字東船戸150番1地先まで

番1地先から同市私戸字渡部96番2地先まで」に改め、同表県道秋田天王線の項中「南秋田郡天王町天王字棒沼台247番19地先」を「潟上市天王字棒沼台247番19地先」に、「同町天王字蒲沼92番1地先」を「同市天王字蒲沼92番1地先」に改め、同表県道本庄西仙北角館線の項中「仙北郡西仙北町刈和野字三枚橋57番地先から同町刈和野字刈和野299番地先まで」を「大崎市刈和野字三枚橋57番地先から同市刈和野字刈和野299番地先まで」に改め、同表市道材木町東能代線の項中「同市字仁井田白山63番15地先」を「同市扇田字扇刈12番2地先」に改め、同表町道追分下出戸線の項から町道東船戸幹線の項までを次のように改める。



第 号

を 上記の駐車を許可する。 許 可 証

第 号

に改める。

様式第14号中「第 号」を「指令秋公委第 号」に、

解任を命
ずる理由

「
」

解任を命
ずる理由

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができ、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したと申立てをすることができません。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田会となります。）提起することができます。ただし、その期間内であつて日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起できません。

3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起する必要があります。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

翌日から起算して6月以内に提起する必要があります。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

異議申立てに
することができ
経過したと

様式第17号及び様式第18号中「第 号」を「指令 第 号」に、

措置を命
ずる理由

「
」

措置を命
ずる理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたこと算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年請求をすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表す会となります。）提起することができます。ただし、その期日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しできません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しのる裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内す。ただし、その期間内であつても、裁決の日の翌日から起算は、処分の取消しの訴えを提起することができません。

を知つた日の翌日から起
ることができません。ただ
を経過したときは、審査
日の翌日から起算して6
間内であつても、処分の
訴えを提起することがで

に改める。

訴えは、審査請求に対す
に提起することができま
して1年を経過したとき

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公安委員会規則第7号

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する

規則

秋田県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第5号から様式第8号まで及び様式第11号中

この決定に不服 がある場合の 救 済 方 法	この決定 日から起算 委員会に異
------------------------------	------------------------

に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌
して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、公安
議申立てをすることができません。

この決定に不
がある場合
救 済 方

服
の
法

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公安委員会規則第8号

道路交通等保安に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

道路交通等保安に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

道路交通等保安に関する条例の施行に関する規則（昭和44年秋田県公安委員会規則

第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第3号(第5条、第7条関係)

指令秋公委第	号
許 可 書	
申請者	
実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
場 所	
行 進 路	

年 月 日付けで申請のあつた上記示威運動(示威行進)は、道路交通等保安に関する条例(昭和24年秋田県条例第25号)第4条第3項の規定により、別紙の条件を付して許可する。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記様式第4号(第5条、第7条関係)

指令秋公委第 号

不 許 可 通 知 書

申請者

年 月 日付けで申請のあつた上記示威運動(示威行進)は、道路交通等保全に関する条例(昭和24年秋
田県条例第25号)第4条第1項の規定により許可しない。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

警 察 本 部 告 示

秋田県警察本部告示第27号

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

秋田県警察本部長 杵 淵 智 行

秋田県警察本部が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年秋田県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

様式第5号から様式第8号まで及び様式第11号中

この決定に不服がある場合の救済方法	この決定日から起算委員会上に
-------------------	----------------

に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌して60日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、公安査請求をすることができます。

この処分に不服がある場合の救済方法

服 の 法

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

に改

める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田県庁本館一階一課一室

購 読 料 金

一円三十三六四七十五円(税別)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県庁本館一階一課一室
 株式会社 松原印刷
 電話 023-628-7161 FAX 023-628-7162
 E-mail: matsubara@matsubara印刷.co.jp
 秋田県庁本館一階一課一室
 株式会社 松原印刷
 電話 023-628-7161 FAX 023-628-7162
 E-mail: matsubara@matsubara印刷.co.jp

